

基金

取りまとめ

「省エネルギー設備導入促進基金」(経済産業省所管事業)

「水産業体質強化総合対策事業基金」(農林水産省所管事業)

- ・省エネルギー設備導入促進基金について、保険の機能として十分な資金の確保が必要ではあるものの、設定時に想定した事故率が昨今の経済環境やリース先の規模等に照らして合理的な水準であるか、本基金の目的であるエネルギー環境適合製品の導入のインセンティブとなっているか、という点について厳密に検討すべきである。
- ・水産業体質強化総合対策事業基金について、平成 26 年度の取崩型から回転型への見直しもあり、助成額と返還額との間で適切に回転している。このため、基金残高は、今後の実証事業の実施に支障が生じないことを前提に、月次等における返還と助成のタイミングのずれにより生じる一時的な資金需要分のみを手当すれば足りると考えられることから、かかる観点も踏まえて基金残高として保有すべき金額はいくらか、という点について厳密に検討すべきである。
- ・両基金について、以上の精査により余剰資金が生じる場合には、余剰資金は国庫返納すべきである。
- ・両基金のみならず、公益法人等に造成された全ての基金について、事業見込みが適切に精査されているか、また、造成時と比べて現在の状況においても基金事業の

意義や有効性は認められるか、例えば基金設定額を算出する際に想定した前提に
変化がないか等の観点から、改めて再点検を実施し、余剰資金について国庫返納
すべきである。